

企業会計基準委員会 御中

「実務対応報告公開草案第 47 号
「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い(案)」等の公表」
へのコメント(案)

2016 年 8 月 2 日
経団連 経済基盤本部

(財務諸表作成者の立場から回答する)

(質問 1) - リスク分担型企業年金の分類、分類の再判定、会計処理

- ・ 基本的に同意する。
- ・ ただし、第 5 項、第 21 項に関しては、労使合意を経て企業内の年金制度を変更することは一般的にハードルが非常に高く、規約改定が行われることは稀であると想定されるため、あたかも規約改定が頻繁に生じるかのような誤解を与えかねない「分類の再判定」という見出し自体を削除すべきである。また、第 5 項中、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改訂の都度」とある点も、規約改定が頻繁に生じるかのような誤解を与えかねないため、「制度の導入後、新たな労使合意に基づく規約の改訂が行われた場合には」のような表現に改めるべきである。
- ・ 第 17 項 第 2 段落目においては、積立金の額が零となった場合に必要な給付を賄うため事業主が拠出する特例掛金については、分類上考慮しないことが言及されている。しかし、本実務対応報告の大多数の利用者にとって、積立金の額が零となるケースは稀であるから、かかる記載をする必要性は低いと考えられる。仮に記載するとしても、特例掛金等の具体例を挙げずに簡潔な記載とすべきである。
- ・ さらに、第 24 項において「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はない」とあるが、この記載では負債として計上してよいのか、それとも計上してはいけないのかが不明瞭である。実務の混乱をきたさないよう、「計上不可」のような明確な記載に修正していただきたい。
- ・ 同じく第 24 項において、「リスク対応掛金相当額は、制度の導入時に総額が算定され拠出の義務を負っているため、当該制度の導入時に、総額を負債として計上すべきかどうかが論点になる」とあるが、「基金の解散または規約の終了時には、リスク対応掛金相当額の未拠出分の拠出は要求されない」ことや、それを「リスク対応掛金相当額の総額を負債として計上する必要はない」ことの理由の一つとしていることを勘案すれば、「拠出の義務を負っている」とは記載すべきではない。「制度の導入時に総額が算定され、規約に定

められる」のような、作成者が理解しやすく、誤って解釈しないような別の表現に変更していただきたい。

(質問2) - 退職給付制度間の移行

- ・ 基本的には同意する。確定給付制度からリスク分担型企業年金への移行が会計基準上は「退職給付制度の終了」として取り扱われる点に、異論はない。
- ・ なお、移行時点で各期の掛金に特別掛金相当額が含まれている場合、当該特別掛金相当額を一括費用計上するべきことが示されている。当該会計処理に基本的に異論はないが、P/L インパクト軽減の観点から、将来にわたる一定の期間で分割して償却する会計処理を許容することも検討して頂きたい。かかる会計処理が認容されれば、制度普及にも追い風になるものと考えられ、この点について、制度を所管する厚生労働省に確認していただきたい。
- ・ また、第28項のケース（リスク分担型企業年金から確定拠出年金制度への移行等）は、本実務対応報告の大多数の利用者にとって稀なケースであり、かかる記載をする必要性はない。

(質問3) - 開示

- ・ リスク分担型企業年金の概要説明を注記に記載するか否かは企業の判断に委ねるべきである。
- ・ 仮に強制する場合、第12項(1)で注記に記載すべき事項が例示されている点については、例示では記載しなくてもよいと解釈されかねず、強制することと整合しない結果となる。したがって、「例えば」は削除すべきである。この場合、第30項に（確定拠出年金制度の概要として注記に記載すべき事項を）「例示することとした」とある表現についても、削除を含め改めていただきたい。
- ・ 第30項について、表現の問題だが、「退職給付会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類される」との文言が、確定拠出年金制度およびリスク分担型企業年金制度の両方に掛かかり、読みづらい。表現を改めていただきたい。
- ・ 第31項については、「一定の将来の損益に関する情報」を提供することが、翌期以降のリスク対応掛金相当額および拠出の残存年数を注記することによって達成されると断定することは困難である。作成者としては、開示の目的及び必要性を理解したうえで適切に対応したいと考えるが、本案の記載では漠然としすぎている。翌期以降のリスク対応掛金相当額および拠出の残存年数を注記する根拠(目的及び必要性)について、より厳密な説明を記載していただきたい。

(質問 4) - その他

- ・ 本実務対応報告の適用時期は公表日以後となっているが、公表日時点で関連する政省令が施行されているかを確認する必要がある。
- ・ 基本的にIFRSと日本基準は退職給付制度の分類に関して相違点はないため、本件リスク分担型企業年金はIFRSにおいても確定拠出制度に該当すると考えられるが、IFRS(IAS 第 19 号)における取扱いの明確化を強く求めたい。

以上